

## 令和6年度第1回山形県いじめ問題審議会 記録（概要）

1 日 時 令和6年11月29日（金）14:00～15:30

2 会 場 山形県庁 1502 会議室

3 出席委員 山形県いじめ問題審議会委員 8名  
花屋道子会長、安達えり委員、木村正之委員、古城博道委員、  
坂本ミカ委員、佐藤宏平委員、武田靖裕委員、村山 結委員

### 4 内 容

- (1) 開会
- (2) 教育長あいさつ
- (3) 会長互選及び職務代理者指名
- (4) 議事 ①報告：本県におけるいじめの現状等について（高校教育課長）  
②協議：いじめの防止等に向けた今後の取組みについて（義務教育課長）
- (5) 閉会

### 5 発言要旨

（安達委員）

- ご説明大変ありがとうございました。その中で、一点、確認をさせていただきたい。文部科学省の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果の中で、山形県のいじめの重大事態の千人あたりの発生件数が 0.02 であった。このことについて、何かあれば教えていただきたい。
- 私は、特定非営利活動法人「With 優」において活動しており、日頃から学校や教育委員会、スクールソーシャルワーカーの方などと連携させていただく機会が、年々増えている実感がある。その中で、「つないで終わり」ではなく、その子の困り感やお家の困り感に合わせて、一緒にチームで関わっていくことの大切さを日々実感している。
- 最近の事例として、現在関わっている小学生の子どものお家の方から、SNSのメッセージ機能を使ったからかいがあったとの相談を受けるケースがあった。母親がこのことについて学校に相談したところ、片方からの意見しか聞いていないことや家庭の問題であることなどの話があり、母親としては「それは家でやらなくてはいけないことなのか」と混乱をされたということであった。後日、教育委員会が関わってくださるとともに、知り合いのPTAの方に相談したことで、今は解決に向かっているとのことであった。
- 今後もこういったSNSでのトラブルの事案は増えていくと思われ、学校の対応もかなり大変になると想像がつくところである。先生方へのサポート体制等は十分にされているとは思っているものの、現場の先生方が日々子どもたちと向き合ってい

く中でどのくらい大変であるか、声を拾っていただけるとありがたい。直接子どもたちと向き合うとなると、学校の先生や保護者の方が、まずは大事になる。もちろん連携してこちらがサポートということも可能であるものの、直接向き合っている方をどう支えていけるかをもう一度考える必要があるのではないか。

- 年2回のいじめ発見調査アンケートによる大人が定期的にいじめに関して考える機会やPTAの研修会などの現在の取組みについて、より浸透し自分事として周りの大人が感じられるかなど、効果や成果を評価することも必要ではないかと感じたところである。

(伊藤高校教育課長)

- 令和5年度のいじめの重大事態の発生件数について、本県は国公立小中高特別支援学校合計数として、2校2件となっている。内容については、国の調査の統計法上の制約があり公表できないことになっており、お答えできない。

(木村委員)

- 全国的にはいじめの重大事態が千件を超えており、非常に深刻な問題となっている。山形県は2件ではあったものの、全国的に増えている状況を把握しながら対策を練っていかなくてはならないと考える。
- 不登校の調査について、山形県は増加傾向にあり、その理由も調べなくてはならないところであるが、不登校の要因分析に関する調査研究（令和6年3月公表 公益社団法人 子どもの発達科学研究所 浜松医科大学 子どものこころの発達研究センター）において、学校の先生を対象としたアンケートでは、不登校のきっかけ要因の3.5%が「教職員への反抗・反発」であったが、不登校の当事者に直接アンケートを取ったところ35.9%が「教職員への反抗・反発」であった。
- 教育委員会でも教職員の研修が実施されていると思うが、最近の報道でも先生が関わっている生徒に対する性の被害などもあり、生徒同士の間でしかいじめが起ころうわけではないことを踏まえて、山形県独自となるかもしれないが、先生を対象としたアンケート等も実施した方がいいと感じる。
- タブレットの活用が今後非常に重要になってくることから、タブレット等を活用したアンケートの取り方や自殺予防についても、国の方針も踏まえて、いち早く山形県でも実施してほしい。

(古城委員)

- ご説明いただいた取り組みについては特段ご指摘することはなく、法律的な観点から2点だけ述べたい。
- 一つは、アンケートと面談は非常に重要な役割になっているところだが、特に、面談は不断の見直しを行い、その質を上げるようにしていただきたい。昨今の子どもの関係の法令の施行に伴って、子どもの意見表明を尊重することになっており、場合によっては、誰と面談するか、あるいは自分では言いたくないので代わりの人をつけてほしいとか、そういった対応も必要になってくるような法律の要請が

あることから、そういったことも含めて見直してもらいたい。

- もう一つは、山形県でも取組みが進んできたスクールロイヤーについて、いろいろな議論があるところではあるが、例えば、保護者と子どもとの面談の際に、スクールロイヤーが学校側の立場として面談に同席するようなことの工夫といったこともあるのではないか。実際の対応について、今後、報告をお願いしたい。

(坂本委員)

- 本日は、大変丁寧なアンケート調査結果の報告ありがとうございます。文部科学省の報告も確認したところ、山形県は4年連続千人当たりのいじめ認知件数全国1位であるものの、いじめの重大事態の発生率が平均より下回っており、山形県民として誇らしく思うとともに、先生方のご尽力の賜物だと思って拝見した。
- 私からはスクールカウンセラーとして現場で関わっている児童生徒の様子を見て、最近気になるところをお話したい。
- 発達や知的な支援が必要な児童生徒へのからかいや冷やかし、また、そういった子をけしかけて、他の子にからかいや冷やかしをさせるということがあり、発達に少し課題があり支援が必要な子が先生から指導されてしまうケースがあった。そのあたりの教職員の方々への理解と対応の仕方について、スクールカウンセラーの方でも支援を進めていけたらと思っている。
- 2点ほど課題として感じているところもある。一つめは、スクールカウンセラー研究会村山支部のアンケート調査において、校内でのいじめ対策委員会へのスクールカウンセラーの参加があまり多くない結果もあり、校内でのいじめ対策委員会へのスクールカウンセラーの参加を促していただければと思う。
- もう一つは、いじめが発生した後の相談について、いじめを受けた側の子の相談はよく先生方から依頼されるが、いじめをした側の相談がなかなかこない状況にある。いじめをしたとされる側の子についても、様々な課題があると感じる。スクールカウンセラーへの相談は、困っている子を対象として進めてくださるところもあり、加害側の子が困っていなければ相談につなげない、どうつなげたらいいかわからないという認識が先生方の中にあると感じられる。そのあたりの周知やスクールカウンセラーからの働きかけについて、今後もまだまだ課題が残ると感じている。

(佐藤委員)

- 大学に勤務しており、本日は県内の詳しいデータを初めていろいろ教えていただき、件数等やパーセンテージなど、非常に勉強になった。
- また、スクールカウンセラーもしており、日々、先生方のいじめに対する迅速な対応を目の当たりにしている。午前中に何か生徒のトラブルがあれば、昼休みに先生方が緊急会議で集まり、学年の先生方で対応されているところも目の当たりにしており、そういった先生方の努力等がいじめの認知件数は多いものの、重大事態の少なさにもつながっていると感じている。
- 4年連続千人当たりのいじめ認知件数全国1位について、学校で実施しているア

ンケート等の取組みによる発覚が、全国の 51.4%に比して山形県は 77.3%と高いことから、児童生徒本人と保護者からのアンケートの実施が非常に有効に機能していると思う。先生方が、いじめの定義やいじめの態様を理解し、児童生徒や保護者に丁寧に取り組んだ教育の賜物であるとの思いがある。

- 不登校は、欠席 30 日という量的な基準があることに対して、いじめはどこからどこまでがいじめに該当するかについては、子ども本人の捉え方、あるいはその保護者の捉え方に依存するところがある。いじめ認知件数が多いことを考えると、児童生徒が小さなこともきちんとアンケートに報告しよう、あるいは保護者も小さなことや気になったことがあったらアンケートに書こうという態度が、保護者あるいは児童生徒の中に育っていると感じている。このようなことから、おそらく他の都道府県に比べると、少し軽いような案件もいじめとして、山形県では認知していると思われる。
- 一方、いじめの重大事態が少ないことについて、本県では、ちょっとしたトラブルの段階でいじめとして保護者・児童生徒が報告したことによるものと思われるが、いじめの程度のようなものが個人的には気になったところである。例えば、嫌がらせや仲間外れ、言葉によるちょっとしたからかいであっても、1か月、3か月と継続すれば、いじめとしては深刻なものになるだろう。このあたりの状況について、軽いものも含めて本県はいじめが多いが、中程度のいじめや重大事態には至らないまでも結構深刻ないじめ、そういったいじめの質のようなものを区別して、今後調査していくとより対策なども見えてきやすいのではないか。
- また、地域別に見れば、比較的中程度のいじめから中高程度のいじめが多く起きている地域や学校がわかり、対策がメリハリをつけて実施できると感じた次第である。
- 先生方の働き方改革は加速しており、若い先生がますます増えてくるという現状の中で、いじめに関する現在の先生方の取組みがよい伝統として、働き方改革の加速や若い先生の増加の現状においても、引き続き継承されていってほしい。

(高橋義務教育課長)

- いじめの質や程度について、現在の調査ではつかめていないところであるものの、今後そのような視点ももって取り組んでいく必要があると認識したところである。

(武田委員)

- 丁寧な報告をいただき、ありがとうございます。
- PTAとしては、各学校のPTAが主体となっていじめ防止の取組みを行っていると同時に、私たち連合会においても、いじめ、また広く犯罪等々に関する研修会を行っている。
- その中で、保護者の方々の感覚として、いじめの定義がとても広いということがあるようである。4年連続の全国最多の千人当たりのいじめ認知件数について、PTAとしては、この定義に踏まえたものであり、文部科学省の考え方と同様に

丁寧に対応していただき、重大事態になる前に初期の段階から対応していただいていると感謝をしているところである。

- 一方、不登校は増加傾向になっており、私たちも研修会で集まると、肌感覚的にはこの統計よりもっと多い印象もある。何が原因なのか本当に分からない児童生徒がいるところで、親としては大変不安な状況が続いていることから、その親同士の研修を深めながら、解消についても研修をしているところである。
- 小学校低学年において意図せずいじめになってしまうケースについて、先日話題になったことで、意図せずいじめてしまって、その児童が心を痛めて相談に来たということもあったので、いじめ発見調査アンケートに、「いじめてしまった」の項目を追加するなど、いじめをしてしまったお子さんにも対応できればと思う。
- いじめ対策について、学校や行政だけに任せるのではなく、家庭教育も当然関わって進めるところではあるが、やはりコロナ禍を経て、学校と家庭の連携がやや弱くなっていると感じている。PTAとして、協力体制や情報の共有を図っていきたいと思っている。また、パソコンやスマホを使った、なかなか学校では捉えきれないいじめ問題もしっかりと学校と連携することが大事だと思っている。
- 地域と教育の関わりは、今後さらに大きくなることから、学校・家庭・地域が三位一体化となり連携して、いじめ防止に向けた対策をとっていただければと思うっており、私どももその一助になればいいと思って活動している。

(村山委員)

- 私からは公認心理師・臨床心理士の立場で、日々感じていることや、今回の報告を通して感じているところをお話したい。
- まず、いじめ防止について、定期的なアンケート・面談の実施が相談しやすい環境の構築に寄与していることが実際にあるのだろうと感じているところであるが、相談しやすい環境の構築に向けては、一人1台端末を活用した心の健康観察なども推進していただきたい。全国の学校でも導入が増えてきており、このことについて、山形県の現状、具体的な推進策について、ぜひ検討していただきたい。
- 早期発見の後について、対応・経過といったプロセス、いじめの背景にあるものを考えていくことも非常に大事になってくる。アンケートに記入した後に自分の回答がどのように扱われるのか不安に思う可能性も考えられるので、アンケート記入後にどのような見通しがあって、どのように先生方が対応していくのかというところもの記載があると、なお、率直な意見が出しやすいのではないかと思う。
- いじめ解消のプロセスについて、加害者と被害者どちらの立場においても背景を理解していくことが大切であり、例えば、加害者がそういった形でしか自分の気持ちを出せなかったということもあることから、一般的な解消に向けた指導で終わらせず、これをチャンスと捉えて児童生徒理解につなげていただければと思う。
- いじめの構図として、加害者と被害者の二者関係だけではなく、傍観者や聴衆などの他の立場の児童生徒もおり、周りを育てる意味でも、その子たちについての理解やケアも同時に必要になってくる。今後の取組みの中で自他を認め合い、適切な自己主張について具体的に実施していただき、多様性の時代においても、自

分たちで折り合いをつけていく力、生きる力につなげていけるようなご指導をしていただけるとありがたい。

- より質の高い、濃密な児童生徒との関わりをするにあたって、やはり先生方を支える視点も非常に大事になってくると思う。いじめの多様化もある中、先生方に求められるものの多様化、教員不足、多重負担などといった現状もあることから、先生方の現場の声を吸い上げていただき、先生方を守るといった観点もお願いしたい。そういったことが、子どもたちへの質の高い教育につながってくると思う。もちろん私たち地域も一緒に連携していきたいと考えており、役割分担を意識しながら、私たちも何ができるかも一緒に考えていけたらと思っている。

(花屋委員)

- 皆さんの意見をお聞きし、山形県のいじめ認知について非常に多くご意見があった。また、いじめの質などに目を向けた調査も必要でないかとの意見もあった。いじめの程度について、例えば、こういうことが起きたらいじめの前兆として注視していかなければいけないといった現場の先生方の知見を拾い上げ、このケースはごく初期のいじめであると証拠立てられるようなエビデンスがあると説得力が増すのではないかと思う。
- 私は、教員養成に長く携わってきた経験から、今教育界では教員採用試験の倍率低下、教員のなり手不足が深刻であり、先生方が置かれている立場はとても大変であると認識している。そのような中、いじめを認知できたとしても、対応が後手に回ってしまうことは、教員にとってとても辛いものであり、疲弊していくものであると思う。
- 教員を目指す人にとっても、事が起こった場合の対応の視点だけでなく、前兆といった先回りの視点があると、安心感が持てるのではないか。前兆の適切な見立ては難しいところではあるが、未然防止の手立ての中で、それぞれの効果などを何らかの形で可視化したり検証したりして検証ができないか。
- 解消事例に関して、早期解消事例など、多くの蓄積があるのだろうと思うが、共通項としてこの部分が特に大事、例えば速いことが大事など、共通項として見えてくることも、現場にとっては優先順位をつけたりする上では大事ではないか。
- 様々な事例が蓄積されていく中で、その中から何を読み取り、どう可視化していくかについて、どの部署がどのように担当されているのか、その進み具合なども、今後、お伺いしたい。
- いじめに関する個別の報告書について、共有されているものの他に、個別にどういう対応をしたかといった履歴を記している膨大な記録があると思う。これは現時点では、個人情報などの点などから共有が難しいだろうと思うが、例えば、教育界で様々な指導案が共有できるのと同じように、こういう事案に対してどういう対応をとっていったかということについての記録を共有可能な形で残し、蓄積された対応事例をもっと豊かに生かす方法がないかと思う。

(伊藤高校教育課長)

- いじめの認知段階において、いじめの程度や質などの把握について、県教育委員会の取組みを一つ紹介したい。
- 県教育委員会では、通信制を除いたすべての公立高等学校を対象に、より相談しやすい・訴えやすい体制づくりとして、SNSを活用したいじめ匿名連絡サイトを活用した取組みを実施している。平成30年度に試行し、令和元年度から毎年度7月1日から9月30日までの3か月間、民間のいじめ匿名連絡サイト業者に委託しており、高校生が最近心配な人がいないかや自分の苦しい状況を書き込むといったことをしている。書き込みを受けた場合、業者から深刻度に応じて、命に関わるような状況であれば警察とも連携しながら、生徒の所在を確認するような体制もとっている。その他にも、内容によっては県教育委員会を通じて学校に連絡し、解消に向けた取組状況を全て報告してもらい、早期に解決できるよう統一した体制をとっている。令和5年度は、146件の書き込みがあり、その中でいじめに関すると思われる件数は31件であった。直接いじめに関係しないところで、例えば友人関係の悩みなど、学校に対応を求めた件数は127件となっている。

(佐藤委員)

- 調査からわかることは、子ども本人、あるいは保護者の方が、いじめに対する感度が高いということである。その中で、軽微なものから重大事態までの間の状況がどうなっているかについて、今後、そういった深刻度に応じた調査を、先生目線でもいいので、山形県独自に実施してはどうか。
- また、年2回のいじめ発見アンケートとは別に、高等学校のような日常的にアクセスできる仕組み、例えば、一人1台端末にいじめSOSボタンのような機能をつけるといったことが小中義務教育学校にも広がると、先生方は毎日のように対応しなくてはならなくなり大変になるかもしれないが、子どもたちにとっては、安心・安全がより確保されると思った次第である。

(高橋義務教育課長)

- 小中義務教育学校における「心の健康観察」の導入について、各市町村や学校単位での導入が増えており、今後も周知を図っていきたい。また、いじめの調査に関して、すぐに解消していないいじめについては、年度をまたいでも解消するまで追跡調査をしており、そういった対応も含め、今後も丁寧に取り組んでまいりたい。

(伊藤高校教育課長)

- 重大事態に該当するケースは二つあり、一つは、いじめによって、当該学校に在籍する児童等の生命や心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるケース、もう一つは、いじめによって当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているケースであり、疑いがあると認めた場合にも重大事態に該当するとされている。
- 本県の重大事態の2件は、身体に影響するような事案1件、不登校につながって

いると思われる事案1件となっている。中でも、身体に影響するような事案1件については、調査を継続しており、生命に関わる事案ではないということだけ申し上げたい。

(安達委員)

- 教えていただき、ありがとうございます。重大事態の身体に影響するようなケースについても、継続して関わってくださっているとのことであり、引き続きぜひ対応をお願いできれば思う。
- 重大事態の文部科学省の報告でも、重大事態になる前からいじめを認知していたというケースの方がもちろん多いわけだが、いじめとして認知されていなかった割合も37%ぐらいある。山形県としては普段の取組みによって、この割合が本当に低くなっていると思われ、引き続き全体で子どもたちを支えていけたらと感じている。

(花屋委員)

- 本日の話し合いの最後になるが、政府の子ども大綱の策定によって、学校での対応においても様々な影響があるだろうとは思っているものの、十分に大綱の趣旨を取り入れながら、今後、どのような対応となっていくのか注視していきたい。
- また、教員をどのようにサポートしていくか、サポート体制にも十分に目配りをしていただきたいという声があったことも、改めて繰り返しておきたいと思う。